

福 山 祭 委 員 会 後 援 内 規

[1996年(平成8年)1月29日 制定]

[1999年(平成11年)3月5日 一部改正]

[2007年(平成19年)11月2日 改定]

1 趣 旨

この内規は、福山祭委員会会則に定める目的に沿って実施する事業に対し、福山祭委員会の後援事業として承認するための基準を定めるものである。

2 主 催 団 体

「福山祭委員会 協賛事業規程」に準ずる。

3 事 業 内 容

「福山祭委員会 協賛事業規程」に準ずる。

4 後援事業の名称

事業を実施する際に、つぎの名称の使用を認める。

「福山祭委員会後援」

5 申請の手続き

後援を希望する機関・団体等は、指定の用紙に必要事項を記入のうえ実施要項等を添付し、祭委員会会長に申請書を提出する。

6 その他

祭委員会は、後援承認以前に名称が使用されたときは、その取り消しを求めるとともに、無条件にその承認を拒否することができる。